**○厚生労働省告示第百号**

職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程（平成五年労働省告示第百八号）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

**○厚生労働省告示第百一号**

技能審査認定規程（昭和四十八年労働省告示第五十四号）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日において、同告示第一条第一項の規定による技能審査の認定を受けている者については、同告示第二条から第十条までの規定は、なおその効力を有する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

**○厚生労働省告示第百二号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 在宅就業支援団体の名称 | 変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 株式会社研進 | 神奈川県平**塚**市上吉沢一五二〇―一<br>神奈川県平**塚**市高根二七七<br>神奈川県平**塚**市万田一〇三六<br>神奈川県小田原市東町四―十一―二<br>神奈川県小田原市東町四―四―五<br>神奈川県平**塚**市平**塚**二―七―四 | 神奈川県平**塚**市上吉沢一五二〇―一<br>神奈川県平**塚**市高根二七七<br>神奈川県平**塚**市万田一〇三六<br>神奈川県小田原市東町四―十一―二<br>神奈川県小田原市東町四―四―五<br>神奈川県平**塚**市平**塚**二―七―四<br>神奈川県南足柄市中沼八三二<br>神奈川県小田原市鬼柳三一一 | 平成二十八年二月二十九日 |

**○厚生労働省告示第百三号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1040)を(1050)とし、(877)から(1039)までを(887)から(1049)までとし、(876)を(885)とし、その次に次のように加える。

(886)　マキサカルシトール・ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル

第八号中(875)を(884)とし、(848)から(874)までを(857)から(883)までとし、(847)を(855)とし、その次に次のように加える。

(856)　ペランパネル

第八号中(846)を(854)とし、(770)から(845)までを(778)から(853)までとし、(769)を(776)とし、その次に次のように加える。

(777)　プリマキン

第八号中(768)を(775)とし、(686)から(767)までを(693)から(774)までとし、(685)を(691)とし、その次に次のように加える。

(692)　ビガバトリン

第八号中(684)を(690)とし、(581)から(683)までを(587)から(689)までとし、(580)を(585)とし、その次に次のように加える。

(586)　トラメチニブ

第八号中(579)を(584)とし、(487)から(578)までを(492)から(583)までとし、(486)を(490)とし、その次に次のように加える。

(491)　ダブラフェニブ

第八号中(485)を(489)とし、(463)から(484)までを(467)から(488)までとし、(462)を(465)とし、その次に次のように加える。

(466)　セリチニブ

第八号中(461)を(464)とし、(209)から(460)までを(212)から(463)までとし、(208)を(210)とし、その次に次のように加える。

(211)　オシメルチニブ

第八号中(207)を(209)とし、(111)から(206)までを(113)から(208)までとし、(110)を(111)とし、その次に次のように加える。

(112)　イブルチニブ

第八号中(109)を(110)とし、㉘から(108)までを㉙から(109)までとし、㉗の次に次のように加える。

㉘　アセナピン

**○厚生労働省告示第百四号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第五十条第十号」を「第五十条第十一号」に改める。

第三十九号を第四十号とし、第六号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　二―（六′―オキソ―一′―フェニル―一′・六′―ジヒドロ［二・三―ピピリジン］―五′―イル）ベンゾニトリル（別名ベランパネル）及びその製剤